

令和6年度 社会福祉法人龍峯会事業計画

I 社会福祉法人龍峯会基本理念

地域高齢者の福祉の増進と、顧客満足度の高い介護サービスの提供に努めます。

II 「希望」施設理念

将来の自分たちが、利用したいと思える施設を目指します。

III 運営基本方針

1. 法人理念のもと、社会福祉法人としての使命に基づき存在意義を確認し、より充実した経営が出来るよう事業活動の実践、展開をしていく。
2. 法令の遵守に努め、関連する法令の内容を正しく理解し、諸規程の整備、職員への周知徹底を継続的に行うと共に、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営に努める。
3. 利用者の人権を尊重し、尊厳を保ち、安心・安全なサービスを提供する。
4. 福祉の専門職として、職員の専門的知識と技術の向上を図ることによって、法人全体の組織力を向上させ、利用者・家族、地域の意向に沿った質の高い福祉サービスを還元する。
5. 地域との連携や地域に対する支援・貢献に努める。
 - 一、地域の社会資源として、また福祉推進の拠点として地域社会の多様なニーズに対応し、保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り事業を実施する。
 - 二、地域との信頼関係の構築と、地域住民に対する情報提供・啓発活動（家族介護、認知症介護等）を実施する。
 - 三、感染症や災害が発生した場合であっても、事業継続計画により平常時、緊急時の対応に基づき、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるようにする。さらに福祉避難所機能の充実及び地域の支援力と施設災害対策の連携構築を図る。

IV 重点目標

1. 高齢者虐待防止の推進、事故、感染症等の予防・防止の徹底
 - 一、高齢者施設及び組織としての感染症予防対策を実践し、全職員が平常時の感染対策を行っていく。
 - 二、利用者、家族に信頼され、安心して生活できるよう介護事故予防とリスクマネジメントを行い、事故防止を徹底し、高齢者虐待防止を推進し、質の高いサービスの提供を行う。
2. 人材確保や育成、人材定着に向けた組織風土の醸成
 - 一、能力開発、教育訓練、職員研修により自己啓発を行い、専門職として知識及び技術の向上を図り、援助の専門家集団を目指す。
 - 二、キャリアパス制度により、公正で適正な人事管理制度を実現していく。
 - 三、職員同士が尊重し合い、職務にやりがいを感じられるような労務管理の実施。

【生活相談部門】

1. 対人援助者としての技能向上

対人援助者としての専門性や在り方を随時見直していく事で、生活相談業務のスキルアップを図ります。援助技術の研修会等へ参加も積極的に努めます。

2. 窓口業務部門としての機能向上

地域包括ケアや在宅医療強化の時代に備え、連携機能の評価を常に行い、時代のニーズに対応した連携機能・連携姿勢で柔軟かつ迅速に対応していくことを心掛けます。

3. 生活の質の向上

入居者に選択して頂き、参加し易い幅広い活動計画を進めていきます。

季節の移り変わりを感じられる屋外活動等も取り入れて参ります。地域の行事などにも参加させて頂ける関係作りにも努めます。

4. リスクマネジメントの推進

入居者の安全を確保する為に、介護事故の検証・分析を行い再発防止に努めるとともに、各種マニュアルの見直し、防災訓練の実施など、事故防止や防災対策の強化に努めます。各種感染症の対策への強化を図り、安心・安全なサービスの提供に努めます。また、面会者や来設者の体調確認や感染症対策関連(除菌・抗菌・加湿等)の実施に努めます。

5. 相談・苦情への対応

入居者や家族の思考や心身の状態等のアセスメントを行い、苦情を未然に防ぐよう努めます。また、入居者や家族の苦情や意見・要望があった際は、真摯に受け止め、日々のサービス提供に役立てるとともに、苦情が申し立てやすいような環境作りを工夫し、必要に応じて第三者委員の助言を得ながら苦情解決に努めて参ります。

6. 地域社会との交流

ボランティアの受け入れや育成、地域や当施設の行事を通じ、地域交流を深め、協力・連携体制の構築に努めます。

7. 情報開示

「希望」が提供するサービス内容や事業計画・報告書、各種行事、介護保険制度の内容について、入居者のご家族をはじめ地域住民等に向けて、ホームページや広報紙による積極的な情報の開示に努めて参ります。

8. 令和6年度主な行事及び活動計画

	行事内容		行事内容
4月	花見(さくら)	10月	
5月	母の日	11月	紅葉見学
6月	父の日 あじさい見学	12月	クリスマス会、餅つき
7月	七夕会	1月	初詣
8月	納涼祭、流しそうめん	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り

入居者のご希望に沿った買い物などの施設外活動も実施していきます。

※各種感染症の状況に応じ随時対応していきます。

【介護部門】

1. 基本目標

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、これまでの暮らしぶりが継続でき、入居者同士がお互いに社会的関係を築き『自分らしく生き生きと』自律した日常生活が送れるよう支援します。

2. 新たな目標

職員は入居者様の想いに耳を傾け、笑顔で明るく優しく接するケアを意識し、取り組んでいきます。

職員は常に目配り、気配り心配りを忘れず、ご利用者様、ご家族様及び職員間での円滑な関係構築に努めます。

3. 介護サービスの具体的取組

1) 生活について

- ① ユニット内やホールの環境整備を図り、安らぎのあるフロア作りを心がけます。
- ② 季節感を感じられる楽しみ活動に取り組んでいきます。
- ③ 24時間シートというツールを活用し、入居者一人ひとりの生活習慣や嗜好を尊重した支援を24時間体制で行います。また、ケアプランとの連動により、ケアの統一化と質の向上を図ります。
- ④ 感染予防対策の徹底を図ります（清掃と消毒の徹底、手洗いの徹底、換気の徹底）

2) 食事について

- ① 清潔面での手洗い（手拭き）・消毒などの衛生面に日々十分注意して行きます。
- ② 他者との交流を交えながらの楽しく、落ち着いた雰囲気の中で召し上がっていただけるよう良好な環境を整えます。
- ③ 提供された食事の観察を行い、変化があれば他職種と連携しながら管理を行います。
- ④ 食事・水分摂取量の把握を管理し、他職種との連携を図ります。
- ⑤ 自助具や介護用品を活用し食べ易い工夫に努めます。

3) 入浴について

- ① 1週間に2回以上又は必用に応じて、一人ひとりの状態に合った形で提供します。
- ② 入浴できない場合は、清拭や衣類交換にて清潔の保持に努めます。
- ③ 入浴時に全身の状態や皮膚観察を行い、変化の早期発見に努め医療との連携に努めます。
- ④ 入浴中は安全、安楽な取り組みが出来るような介助法又は福祉用具を活用します。

4) 排泄について

- ① プライバシー保護に努め、一人ひとりの排泄パターンを把握し、日々快適に過ごして頂けるよう定時のトイレ誘導やオムツ交換を実施して行きます。
- ② 排泄状況の変化については、随時検討や対策に努めます。
- ③ 排泄自立に向け、『オムツ外し』についてユニット毎に段階的に取り組んで行きます。
- ④ オムツ交換時の陰臀部洗浄やトイレ排泄後の陰臀部清拭を徹底します。
- ⑤ 感染予防の排泄後の手洗い、消毒の徹底に努めます。トイレ使用後は手洗い消毒の声掛け促しを行います。

5) 整容について

- ① 起床時の洗面や整容を必ず実施します。
- ② 毎食後の口腔ケア・口腔内の状態把握を徹底し、適切なケアを行います。
- ③ 定期的な散髪、爪切りを必ず実施します。
- ④ 日課に沿って寝巻き、普段着への交換を行います。生活に応じた衣類への交換を行う。

6) 認知症ケアについて

- ① 認知症を画一的に捉えるのではなく、それぞれの認知症の症状や特性を理解し、それを踏まえた対応により個別的・専門的なケアを目指します。
- ② 入居者本人が望むその人らしい生活の再構築を側面で支え、その人が自らの意思に基づいて、質の高い生活を送ることができるよう支援します。このため、「介護の質」の向上・認知症の理解を図るために、定期的な施設内研修を実施します。また、施設外研修についても積極的に参加を促していきます。

7) 看取り介護について

本人、ご家族が望まれる終末期を過ごせるよう、『看取り介護に関する指針』に沿って、他職種協働にてケアを実践して行きます。

【看護部門】

(1) 基本目標

- ① 入居者の健康管理を図るため、疾病の予防、病状変化の早期発見に努め、悪化の防止のため、医療機関及び各部署との連携を図り迅速な対応を行います。
- ② 正確かつ的確な申し送りの実施を行うことにより、看護職員間の医療情報の周知徹底及び職員間の連携強化を行います。
- ③ 職場内勉強会や研修会を開催し、積極的な参加を促し看護及び介護職員の医療的な知識向上を図ります。
- ④ 職場での衛生管理活動を通して、職員の健康確保と快適な職場環境の形成を目指します。
- ⑤ 終末期の入居者に対しては、積極的に家族との話し合いを持ち、尊厳ある死が迎えられるよう努めます。
- ⑥ 栄養管理委員会による栄養評価・管理を行い、入居者栄養ケアの充実・強化に努めます。

(2) 具体的な取り組み

- ① 入居者の健康管理を図るため、毎日のバイタル測定、排便コントロール、定期的な体重測定、血液検査、健康診断を実施します。
- ② 入居者の異常の早期発見、悪化防止のための各種病院受診を迅速に行い、早期回復を目指します。
- ③ 地域の病院や訪問看護等との連携を強化するため、看護サマリーの提出や看護情報録の作成を行います。
- ④ 看護・介護職員の資質向上と連携強化を図るため、スタッフ間での勉強会を実施します。
- ⑤ 入居者が外泊・外出した場合、家族との情報交換に努め、医療面での注意事項や具体的対処方法の指導を行います。
- ⑥ 感染予防対策の充実、強化を図るため、居室等の清掃や汚物の適切な処理方法の指導、手洗い及び手指消毒、うがい等の徹底に努めます。また感染状況に応じ利用者の隔離（早期）や面会の制限等を行います。
- ⑦ 看護処置の管理・評価や対策の検討を行い、より良い治療法を追求し、褥瘡をつくらないことを目指します。
- ⑧ 脳梗塞後遺症などから起こる摂食・嚥下障害を医学的根拠から学習し、他職種への指導、啓発を行い、効果的な食事介助の検討・実施を行います。また、認知症についての職員の資質向上に努め、感染対策の強化を行います。
- ⑨ 毎月1回、栄養委員会での入所者の体重増減、アルブミン値、摂食率などをアセスメントし、入居者の栄養に関する問題点に対策を立て実行します。

【機能訓練部門】

1. 基本目標

機能訓練指導員が他職種と連携を図りながら、利用者様一人ひとりの生活を豊かにする視点で、生活の場に即した機能訓練計画書を入居利用者様（特養）ごとに作成し、日常生活を営むために必要な機能の維持・改善に向けて訓練を行います。入居利用者様との信頼関係を築き、職員間での情報・意見交換を密に行いながら、入居利用者様の身体機能を維持・改善する事によって、入居利用者様の生活の質の維持と向上を図ります。

2. 具体的な取り組み

- ① 歩行器、平行棒、プーリー等を用い、ご本人の身体状態に応じ、安全に訓練を行います。
- ② 日常生活場面（移乗、排泄、更衣等）で必要である動作訓練指導を行います。
- ③ 腰、肩、膝関節等の痛みには、ホットパックや電気治療等の物理療法を行い疼痛緩和を図ります。
- ④ 5 台のトレーニングマシンを用い効率的な全身運動を行います。
- ⑤ 入居者との交流を通して、ご本人の意向に沿った機能訓練を行います。
- ⑥ 機能訓練計画書は、入所利用者様や家族の要望、多職種の意見を含めて3ヵ月毎にモニタリングを行い次回プランへと繋げていきます。状態に変化がある場合はプランを変更し、機能訓練計画書の同意を得て訓練を進めていきます。Barthel Index の評価を5月末に利用者全員行い、11月末の評価と比べる。
- ⑦ 簡単な計算問題やパズル貼り絵等で認知症の予防にも努めます。
(介護スタッフに指導を行い、出来る限り毎日の日課に取り入れて行きます。)
- ⑧ 生活機能訓練の一環として『園芸クラブ』『調理クラブ』『書道クラブ』等を開催します。

【栄養部門】

1. 基本目標

- ① 入居者の健康維持・増進、QOLの向上を図るため、個々の嗜好や疾病、喫食状況の把握に努めます。
- ② 高齢者にとって、食べる楽しみは生きる力につながり“口から食べる”ことの意義を十分に知り、それを支える食事サービスを提供します。
- ③ 多職種が協働し、入所者一人一人の栄養状態を適切にアセスメントしながら栄養マネジメントを行います。
- ④ 外出する機会が少ない入居者に、季節感のある食事や、旅先あるいはレストラン等の雰囲気です食事を味わえる演出を行い、『楽しい食事』を計画します。
- ⑤ 研修会に積極的に参加し、職員のレベルアップを目指します。また、調理部門の勉強会を開き職員の資質向上を図るとともに、共通の目的意識を持って業務にあたります。
- ⑥ 安全な食事の提供に向けて衛生管理、食事形態の管理、危機管理へのチェックは厳しく行います。
- ⑦ 大規模災害発生時にも滞りなく食事が提供できるよう災害対策に努めます。

2. 具体的な取り組み

- ① 適時適温給食の実施
- ② 個人の嗜好を考慮した食事提供の実施
- ③ 喫食時の状況把握
- ④ 残食調査の実施（毎食後）
- ⑤ 嗜好調査の実施（年1回）
- ⑥ 行事食の実施
- ⑦ 給食委員会の開催（3ヶ月1回）
- ⑧ 調理クラブの実施（月1回）
- ⑨ 選択メニュー（月1回）
- ⑩ 大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理
（残留塩素の測定、水質検査、検便検査、食器・調理器具等の殺菌、加熱調理食品の中心温度管理等）
- ⑪ 非常食とディスプレイ食器等の備蓄

【(介護予防) 短期入所生活介護事業所】

1. 基本方針

- ① 「人格及び意思を尊重し、利用者が楽しく過ごせることを援助する」
常に利用者に関心を持ち、本人の持つ生活能力を見つける姿勢を持つ。
また、本人がその生活能力を一日でも長く維持できるよう共に取り組める体制を作る。
- ② 「寂しさや不安を軽減し、穏やかで安心した日常生活を送れるよう援助する」
認知症等により、記憶や生活能力が低下しても、それを補うものや方法の検討を行い、「日常生活の場」として安心して暮らせるよう取り組む。
- ③ 「利用者に喜ばれるケア、家族に安心感を持ってもらえるケアを目指す」
利用する事で不安をもたらすことは「よいケア」といえないので、ケアを実践する上で、その内容や提供の選択肢を持たせ、本人・家族の希望を実現する事により、「喜ばれるケア、安心感を持ってもらえるケア」を目指す。
- ④ 「協力、認める、切磋琢磨」環境づくりを目指す。
「関心をもつ・情報共有・率先して考える・周りに発信する・他者から学ぶ・率先して行動する」の6項目を“心得”として、職員間で意識しながら業務に取り組む。

2. 事業計画

- ① 安定した利用率の確保
 - ・利用者、家族、居宅介護支援専門員より、安心感・満足感を感じて頂き、定期利用者を増やします。
 - ・職員数低下に伴い、ショートステイ（水仙）の営業を金～日曜日のみ行っているが、特養の空床を利用し、平日も受け入れます。
 - ・外部居宅介護支援事業所と連携をとり積極的に利用者を受け入れます。
 - ・担当者会議等でわかりやすい施設情報の提供に努めます。
 - ・居宅ケアプランを踏まえた、ショートステイの計画書作成を行います。
- ② 利用前から利用後までの連携
 - ・事前聞き取りや退所時等の報告は、できるだけ「詳しく・わかりやすく・丁寧に」を心がけて行います。
 - ・利用予定者のサービス担当者会議を行った後に、本人・家族の要望や希望、在宅や他事業所での様子や対応、利用時の危険性を確認し、速やかに寿(介護ソフト)を使用し情報伝達・統一などを各職種(看護科・介護科・栄養科など)へ行います。

- ・介護支援専門員、看護職員、主治医と連携し、伝えるべき医療面の情報共有を行います。
- ・利用中に起こった体調不良や急変などは迅速な対応に努め、家族や介護支援専門員へ報告・連絡を行います
- ・利用終了時には、利用時の生活状況や様子を家族や介護支援専門員へ詳しく伝え、利用状況の見える化を図る事で、安心感・満足感を感じて頂く事に繋げ、円滑に在宅へ復帰出来るよう支援します。

③ 在宅生活継続の支援

- ・利用者のADL・QOLを維持する援助として、自分で出来ることを続けて頂くための声かけ・誘導・介助を行います。
- ・要介護者が在宅生活を継続でき、家族が介護を継続できるために、新規利用や緊急利用等を積極的に受け入れていく体制を整えます。
- ・利用者や家族に関する要望（日程・送迎時間等）に配慮します。
- ・家族の介護負担軽減のため、本人に合った介助方法や効果的な福祉用具の使用方法的提案や介助中に注意すべき点などを伝えます。

④ 社会との関わりをもつための支援

- ・他者との関わりがない利用者も多いため、孤立防止として、事前サービス担当者会議での情報を基に、個人の趣味や嗜好、性格に考慮し、職員と利用者及び利用者間での良好な関係が築けるよう努めます。
- ・行事への参加を提案し、施設入所者や地域とふれあう機会を設けます。

令和6年度 通所介護事業所希望 事業計画

1. 運営方針

- (1) 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族様の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な支援を行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 希望通所の基本理念

私たちは、明るい笑顔・目配り・気配り・心配りの心で、地域の方に信頼される施設を目指します。

3. 具体的な介護サービス内容

① 送迎サービス

家庭と施設間の送迎を行い、利用者様及び家族様の心身の負担軽減を図る。
利用前の健康状態確認や利用中の状態観察等を連絡帳や電話連絡又は送迎時に口頭での申し送りにて行います。

② 健康チェック

施設来所時、入浴等身体への負担が大きい活動前に実施をし、必要に応じて主治医、医療機関、ケアマネージャー、家族様との連携を図り、疾病等の早期発見、早期治療に努めます。

③ 入浴サービス

体調に十分な注意を払いながら、快適かつ安全に入浴ができるように支援を行うことにより、清潔の維持・心身のリフレッシュを図ります。

④ 機能訓練

利用者様の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目指します。

利用者様の心身機能の維持向上並びに在宅生活の継続を念頭におき、個々に応じた訓練実施をし、「できる事は自身で行う。」事を徹底して心身機能の維持向上を図ります。

⑤ 排泄

トイレ内動作の訓練、必要に応じての支援並びに健康状態の把握を行います。
また、個人の尊厳には十分な配慮を行います。

⑥ 食事

管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した

食事の提供を行います。

また、利用者様が食に喜びを感じられるようなサービスを行います。

⑦ アクティビティ活動

季節を感じて頂くことや達成感を味わうことでの心身の活性化を意識した脳トレ活動、手作業、行事参加、クラブ活動等の提案実施に努めます。

また、利用者様・職員と共に笑いの絶えない生活が送れるよう支援行っています。

⑧ その他の日常生活上の支援等

利用者様の居宅サービス計画書等に沿って、利用者様並びに家族様等の意向と在宅での生活状況の把握に努め、通所介護計画書等を作成し、より良い在宅生活を継続できるようにサービス提供を行い家族様の（介護者）介護負担軽減への対応も視点におきながら支援を行っています。

4. 地域との交流

地域交流

趣味活動をしている団体（歌・踊り・絵手紙など）や地域の子供たちなどとの交流を深めるよう努めます。また、地域住民の方との繋がりを深められる事業の展開を図ります。

ボランティア

ボランティア活動を積極的に受け入れ拡大を図ると共に、ボランティアを受け入れるための体制作りにも努め、福祉事業啓発活動を積極的に行っています。

広報

広報誌・SNS等を活用し、利用者様や家族様、各居宅へ当事業所の取り組みや利用者の笑顔を伝えられるような取り組みを行っています。

5. 職員の資質の向上

① サービスの質は職員の人格・知識・技能に比例するため資質の向上は本来自己啓発が基本であるが、施設内外の研修及び関係機関の会議等にはサービスの低下をきたさぬよう工夫して極力多数が参加できるよう努めます。

② また、研修等で得た情報は職員全員に報告・伝達・共有が図れるよう工夫を図っています。

③ 職員は、認知症の病状等の専門的知識をしっかりと持ち認知症の方を区別することなく、「その人らしく」ご利用できるよう支援を行っています。

④ 職員は、高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。直面し得る人権課題として捉えると共に、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、職員研修を継続し高齢者虐待防止に全力で取り組みます。

- ⑤ 職員は、気付きを大切に捉えヒヤリハット報告や事故報告の内容を共有すると共に原因等を究明し対策を講じることに努めます。
- ⑥ 職員は、送迎業務・介護業務において利用者の安心・安全に努めます。
- ⑦ 個人情報について職員は、利用目的に基づいた取り扱いを行い業務上知り得た利用者様またはその家族様等の秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においても守秘義務があることの周知徹底を図ります。

6. 生活相談

- ① 利用者様・利用者家族様・担当ケアマネージャーや地域自治体等との情報共有を図り安心してご利用して頂ける環境づくりに努めます。
- ② 定期的に通所介護職員会議を開催し利用者様の満足度やサービス提供状況の評価、事業所等の発見に努めます。
- ③ 常に真心に満ち溢れた施設を目指し、地域の方から必要とされるよう努めます。
- ④ 日々の利用者数を把握し、計画的に稼働率の向上を図り経営の安定に努めます。

7. 令和6年度年間行事計画・活動について

4月	桜・つつじ見学・調理クラブ・創作・誕生会
5月	藤の花見学（龍峯小学校）・菖蒲湯・母の日・調理クラブ・創作・誕生会
6月	紫陽花見学・父の日・調理クラブ・創作・誕生会
7月	七夕・調理クラブ・創作・誕生会
8月	納涼祭・調理クラブ・創作・誕生会
9月	敬老会・調理クラブ・創作・誕生会
10月	紅葉見学・運動会・調理クラブ・創作・誕生会
11月	干し柿作り・妙見祭ライブ配信・調理クラブ・創作・誕生会
12月	クリスマス会・ゆず湯・餅つき・調理クラブ・創作・誕生会
1月	初詣・調理クラブ・創作・誕生会
2月	節分・調理クラブ・創作・誕生会
3月	桜（3月下旬頃）・調理クラブ・創作・誕生会

※クラブ活動、季節や利用者様の興味関心に目を向け様々な取り組みを柔軟に行っていく。

※外部講師やボランティアの方等による活動を増やし、利用者様の楽しみや活動の選択の幅を増やしていく。

8. 令和6年度の事業継続への計画

- ① 物価高騰に伴う利用者様食費の値上げ
改定前) 昼食（おやつ代込み）500 円
改定後) 昼食（おやつ代込み）600 円（+100 円）
- ② 事業所の取り組み・利用者様の活動内容等の情報発信
利用者様・家族様へ個人情報（顔写真や活動風景等）の取り扱いの同意を得ます。
- ③ 幅広い年齢層へ向けた新たな活動の提案
職員へのレクリエーション・活動等の研修へ積極的参加
外部講師やボランティアの方との交流を交え、生活の質向上を目指します。
- ④ 開けたコミュニティの場の開設
地域密着型の役割として、地域の方や利用者様・利用者家族様の交流の場づくりを目指します。
- ⑤ 経営の安定のため、より一層のコスト低減と効率化に努めます。
感染症等の流行の中でも利用者が安心して当事業所サービスを利用してもらうとともに、提供するサービスの質の維持・向上を図ります。
感染予防対策（健康管理・消毒・換気など）の徹底。
感染委員会など感染症情報を全職員が把握してサービスの提供に取り組みます。
感染予防対策を徹底し、職員の欠員が出た場合でも可能な限りサービス内容を縮小するなどして休業の状態を防ぎます。

令和 6 年度 通所介護事業所希望 介護予防・日常生活支援事業第 1 号通所事業
(お達者クラブ)・(介護予防通所介護相当サービス) 事業計画

1. 事業の目的

要支援状態にある利用者様が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。

2. 運営方針

- ① 事業所の従事者は、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族様の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な支援を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者様の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

3. 希望通所の基本理念

私たちは、明るい笑顔・目配り・気配り・心配りの心で、地域の方に信頼される施設を目指します。

4. 具体的な介護サービス内容

① 送迎サービス

家庭と施設間の送迎を行い、利用者様及び家族様の心身の負担軽減を図る。

利用前の健康状態確認や利用中の状態観察等を連絡帳や電話連絡又は送迎時に口頭での申し送りにて行います。

② 健康チェック

施設来所時、入浴等身体への負担が大きい活動前に実施をし、必要に応じて主治医、医療機関、ケアマネージャー、家族様との連携を図り、疾病等の早期発見、早期治療に努めます。

③ 入浴サービス

体調に十分な注意を払いながら、快適かつ安全に自立した入浴ができるように支援を行うことにより、清潔の維持・心身のリフレッシュを図ります。

④ 機能訓練

利用者様の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目指します。

利用者様の心身機能の維持向上並びに在宅生活の継続を念頭におき、個々に応じた訓練実施をし、「できる事は自身で行う。」事を徹底して心身機能の維持向上を図ります。

⑤ 排泄

トイレ内動作の訓練、必要に応じての支援並びに健康状態の把握を行います。

また、個人の尊厳には十分な配慮を行います。

⑥ 食事

管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事の提供を行います。

また、利用者様が食に喜びを感じられるようなサービスを行います。

⑦ アクティビティ活動

季節を感じて頂くことや達成感を味わうことでの心身の活性化を意識した脳トレ活動、手作業、行事参加、クラブ活動等の提案実施に努めます。

また、利用者様・職員と共に笑いの絶えない生活が送れるよう支援行っています。

⑧ その他の日常生活上の支援等

利用者様の居宅サービス計画書等に沿って、利用者様並びに家族様等の意向と在宅での生活状況の把握に努め、通所介護計画書等を作成し、より良い在宅生活を継続できるようにサービス提供を行い家族様の（介護者）介護負担軽減への対応も視点におきながら支援を行っています。

5. 地域との交流

① 地域交流

趣味活動をしている団体（歌・踊り・絵手紙など）や地域の子供たちなどとの交流を深めるよう努めます。また、地域住民の方との繋がりを深められる事業の展開を図ります。

② ボランティア

ボランティア活動を積極的に受け入れ拡大を図ると共に、ボランティアを受け入れるための体制作りに努め、福祉事業啓発活動を積極的に行っています。

③ 広報

広報誌・SNS等を活用し、利用者様や家族様、各居宅へ当事業所の取り組みや利用者の笑顔を伝えられるような取り組みを行っています。

6. 職員の資質の向上

- ① サービスの質は職員の人格・知識・技能に比例するため資質の向上は本来自己啓発が基本であるが、施設内外の研修及び関係機関の会議等にはサービスの低下をきたさぬよう工夫して極力多数が参加できるよう努めます。
- ② また、研修等で得た情報は職員全員に報告・伝達・共有が図れるよう工夫を図っていきます。
- ③ 職員は、認知症の病状等の専門的知識をしっかりと持ち認知症の方を区別することなく、「その人らしく」ご利用できるよう支援を行っていきます。
- ④ 職員は、高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。直面し得る人権課題として捉えると共に、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、職員研修を継続し高齢者虐待防止に全力で取り組みます。
- ⑤ 職員は、気づきを大切に捉えヒヤリハット報告や事故報告の内容を共有すると共に原因等を究明し対策を講じることに努めます。
- ⑥ 職員は、送迎業務・介護業務において利用者の安心・安全に努めます。
- ⑦ 個人情報について職員は、利用目的に基づいた取り扱いを行い業務上知り得た利用者様またはその家族様等の秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においても守秘義務があることの周知徹底を図ります。

7. 生活相談

- ① 利用者様・利用者家族様・担当ケアマネージャーや地域自治体等との情報共有を図り安心してご利用して頂ける環境づくりに努めます。
- ② 定期的に通所介護職員会議を開催し利用者様の満足度やサービス提供状況の評価、事業所等の発見に努めます。
- ③ 常に真心に満ち溢れた施設を目指し、地域の方から必要とされるよう努めます。
- ④ 日々の利用者数を把握し、計画的に稼働率の向上を図り経営の安定に努めます。

8. 令和6年度年間行事計画・活動について

4月	桜・つつじ見学・調理クラブ・創作・誕生会
5月	藤の花見学（龍峯小学校）・菖蒲湯・母の日・調理クラブ・創作・誕生会
6月	紫陽花見学・父の日・調理クラブ・創作・誕生会
7月	七夕・調理クラブ・創作・誕生会
8月	納涼祭・調理クラブ・創作・誕生会
9月	敬老会・調理クラブ・創作・誕生会
10月	紅葉見学・運動会・調理クラブ・創作・誕生会
11月	干し柿作り・妙見祭ライブ配信・調理クラブ・創作・誕生会
12月	クリスマス会・ゆず湯・餅つき・調理クラブ・創作・誕生会
1月	初詣・調理クラブ・創作・誕生会
2月	節分・調理クラブ・創作・誕生会
3月	桜（3月下旬頃）・調理クラブ・創作・誕生会

※クラブ活動、季節や利用者様の興味関心に目を向け様々な取り組みを柔軟に行っていく。

※外部講師やボランティアの方等による活動を増やし、利用者様の楽しみや活動の選択の幅を増やしていく。

9. 令和6年度の事業継続への計画

① 物価高騰に伴う利用者様食費の値上げ

改定前）昼食（おやつ代込み）500円

改定後）昼食（おやつ代込み）600円（+100円）

② 事業所の取り組み・利用者様の活動内容等の情報発信

利用者様・家族様へ個人情報（顔写真や活動風景等）の取り扱いの同意を得ます。

③ 幅広い年齢層へ向けた新たな活動の提案

職員へのレクリエーション・活動等の研修へ積極的参加

外部講師やボランティアの方との交流を交え、生活の質向上を目指します。

④ 開けたコミュニティの場の開設

地域密着型の役割として、地域の方や利用者様・利用者家族様の交流の場づくりを目指します。

⑤ 経営の安定のため、より一層のコスト低減と効率化に努めます。

感染症等の流行の中でも利用者が安心して当事業所サービスを利用してもらうとともに、提供するサービスの質の維持・向上を図ります。

感染予防対策（健康管理・消毒・換気など）の徹底。

感染委員会など感染症情報を全職員が把握してサービスの提供に取り組みます。

感染予防対策を徹底し、職員の欠員が出た場合でも可能な限りサービス内容を縮小するなどして休業の状態を防ぎます。